

議案第17号

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、住居表示の実施に伴い糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置の表示を変更する必要があるため、当該組合の規約の一部変更に関し関係町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部を次のように変更することについて、関係町と協議する。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部を改正する規約

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約（昭和33年33地第965号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大字篠栗4910番地2」を「中央二丁目2番16号」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。